

令和5年台風第13号により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

このたびの台風により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
当社は、このたびの台風により災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の皆さまを対象に電気料金の支払い期日の延長などの特別措置を実施させていただきます。特別措置をご希望されるお客さまは、大変恐れ入りますが、当社へお電話にてお申込みいただきますようお願い申し上げます。

1. 電気料金の特別措置の適用対象

以下のお客さまが対象となります。

- ・災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の被災されたお客さまで、当社と低圧電気のご契約をいただいているお客さま（当社が直接、電気料金を請求しているお客さまに限ります。）

なお、特別措置の適用地域は、2023年9月9日に国の定める災害救助法の適用地域およびその隣接する地域となります。詳細は別紙（当社による電気料金等の特別措置対象地域）をご覧ください。
※災害救助法の適用地域に関する最新情報については、「内閣府発表災害救助法の適用状況」をご覧ください。

2. 電気料金の特別措置のお申込み方法

電気料金の特別措置をご希望されるお客さまは、10月2日（月）から10月31日（火）までの間の受付時間中に、以下の連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

ENEOS株式会社 電気特別措置 専用窓口 電話番号 0120-130-340 IP・国際電話などからは0422-35-6521 （受付時間：午前9時～午後5時 [日曜日祝日除く]）
--

3. 電気料金の特別措置の内容

（1）電気料金のお支払期日の延長

2023年10月分の電気料金を対象として、お支払期日を1ヵ月間延長いたします。
ただし、請求金額が確定しており、10月分の支払い期日の延長ができない場合は、2023年11月分のお支払い期日を1ヵ月間延長いたします。予めご了承ください。

（2）被災にともない電気を全く使用されない場合の基本料金の免除

被災にともない、2023年10月分のご使用電力量（キロワット時）が0キロワット時である場合には、2023年10月分の電気料金を対象として、基本料金を免除いたします。ただし、請求金額が確定しており、10月分の基本料金の免除ができないお客さまは、2023年11月分を対象といたします。なお、基本料金の免除につきましては、対象月の翌月以後の電気料金から控除させていただきます。

4. その他

電気料金の特別措置（1）を適用した場合、10月分の電気料金を11月分以後の電気料金と合算（11月分の電気料金の場合は、12月分以後の電気料金といたします。）してご請求させていただく場合がありますので、予めご了承くださいようお願いいたします。

当社による電気料金の特別措置対象地域（10月2日時点）

災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の被災されたお客さまで、当社と低圧電気のご契約をいただいているお客さま（当社が直接、電気料金を請求しているお客さまに限ります。）を対象といたします。

■ 対象地域

（1）災害救助法が適用された地域

災害救助法 適用都道府県	災害救助法適用市町村
福島県	いわき市、南相馬市
茨城県	日立市、高萩市、北茨城市
千葉県	茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市、長生郡睦沢町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町

（2）災害救助法が適用された地域に隣接する地域

都道府県	市区町村
福島県	相馬市、田村市、東白川郡鮫川村、石川郡平田村、石川郡古殿町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡川内村、双葉郡浪江町、相馬郡飯舘村、東白川郡塙町
茨城県	常陸太田市、那珂市、那珂郡東海村
千葉県	千葉市、東金市、勝浦市、市原市、君津市、富津市、八街市、富里市、南房総市、いすみ市、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡長生村、長生郡白子町、安房郡鋸南町

※災害救助法適用地域は、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されますので、最新情報については、「内閣府発表 災害救助法の適用状況」をご参照ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上